

子育て支援・少子化対策にかかる基本計画について

1 策定の趣旨

子育て支援・少子化対策条例第 8 条に基づき、子育て支援・少子化対策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画を定めるもの。

併せて、今年度末で計画期間が終了する次世代育成支援対策推進法に基づく県の行動計画「未来とやま 子育てプラン」に代わる新しい計画として策定するもの。

2 計画の概要

(1) 計画の性格、位置付け

- ・子育て支援・少子化対策条例に基づく計画
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画

(2) 計画期間

- ・平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 か年

(3) 計画の内容

条例第 8 条に規定する事項について、次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画策定指針に留意しながら、具体的に記載する。

目標

基本方針

施策の基本となる事項（ 4 つの基本施策体系別）

家庭・地域における子育て支援

職業生活と家庭生活との両立

子どもの健やかな成長

経済的負担の軽減

目標指標

3 計画の検討スケジュール・・・次ページのとおり